

産業廃棄物処理施設変更許可証

平成18年10月30日

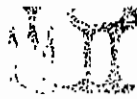
幡豆郡吉良町大字宮迫字大迫105番地
有限会社 吉良開発
代表取締役 勝田 滋市 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5第1項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

愛知県知事 神 田 真 秋



許可の年月日	平成18年10月30日	許可番号	18西廃第151-1号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	施行令第7条第7号 廃プラスチック類の破碎施設 廃プラスチック類		
設置場所	幡豆郡吉良町大字宮迫字大迫104、105番		
処理能力	廃プラスチック類	40.16t/日 (5.02t/時間)	
許可の条件	なし		
規則題11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ (無)		
留意事項	1. 施設の変更に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		



産業廃棄物処理施設変更許可証

平成18年10月30日

幡豆郡吉良町大字宮迫字大迫105番地
有限会社 吉良開発
代表取締役 勝田 滋市 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5第1項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

愛知県知事 神 田 真



許可の年月日	平成18年10月30日	許可番号	18西廃第151-2号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	施行令第7条第8号の2 木くず又はがれき類の破碎施設 がれき類		
設置場所	幡豆郡吉良町大字宮迫字大迫104		
処理能力	がれき類	29.28t/日 (3.66t/時間)	
許可の条件	なし		
規則題11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ (無)		
留意事項	1. 施設の変更に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		



産業廃棄物処理施設設置許可証

平成28年 3月10日

西尾市吉良町宮迫大迫105番地
吉良開発 株式会社
代表取締役 勝田 浩幸 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

愛知県知事 大村 秀



許可の年月日	平成28年 3月10日	許可番号	27西廃第150-2号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。） 令第7条第7号 廃プラスチック類の破碎施設 令第7条第8号の2 木くず又はがれき類の破碎施設 廃プラスチック類、木くず、がれき類 以上 3品目		
設置場所	西尾市吉良町宮迫御栗山1番362		
処理能力	廃プラスチック類	103.2t/日 (4.3t/時間)	
	木くず	127.2t/日 (5.3t/時間)	
	がれき類	175.2t/日 (7.3t/時間)	
許可の条件	なし		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		



産業廃棄物処理施設設置許可証

平成28年 3月10日

西尾市吉良町宮迫大迫105番地
吉良開発 株式会社
代表取締役 勝田 浩幸 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

愛知県知事 大村 秀 章



許可の年月日	平成28年 3月10日	許可番号	27西廃第150-3号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。） 令第7条第7号 廃プラスチック類の破碎施設 令第7条第8号の2 木くず又はがれき類の破碎施設 廃プラスチック類、木くず、がれき類 以上 3品目		
設置場所	西尾市吉良町宮迫御栗山1番362		
処理能力	廃プラスチック類	100.8t/日 (4.2t/時間)	
	木くず	129.6t/日 (5.4t/時間)	
	がれき類	177.6t/日 (7.4t/時間)	
許可の条件	なし		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

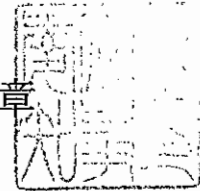
産業廃棄物処理施設変更許可証

平成30年 9月11日

西尾市吉良町宮迫大迫105番地
吉良開発 株式会社
代表取締役 勝田 浩幸 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

愛知県知事 大村 秀 章



許可の年月日	平成30年 9月11日	許可番号	30西廃第151-1号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。） 令第7条第7号 廃プラスチック類の破碎施設 令第7条第8号の2 木くず又はがれき類の破碎施設 廃プラスチック類（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。） 木くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。） 以上 3品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）		
設置場所	西尾市吉良町宮迫御栗山1番362		
処理能力	廃プラスチック類（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。） 103.2t/日（4.3t/時間） 木くず 129.6t/日（5.4t/時間） がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。） 172.8t/日（7.2t/時間） （上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）		
許可の条件	なし		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1. 施設の変更に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

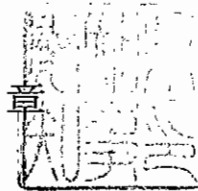
産業廃棄物処理施設変更許可証

平成30年 9月11日

西尾市吉良町宮迫大迫105番地
吉良開発 株式会社
代表取締役 勝田 浩幸 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

愛知県知事 大村 秀 章



許可の年月日	平成30年 9月11日	許可番号	30西廃第151-2号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。） 令第7条第7号 廃プラスチック類の破碎施設 令第7条第8号の2 木くず又はがれき類の破碎施設 廃プラスチック類（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。） 木くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。） 以上 3品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）		
設置場所	西尾市吉良町宮迫大迫132番		
処理能力	廃プラスチック類（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。） 55.2t/日（2.3t/時間） 木くず 57.6t/日（2.4t/時間） がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。） 96t/日（4t/時間） （上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）		
許可の条件	なし		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ (無)		
留意事項	1. 施設の変更に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		